Current status of dog bites account and occupiers' liability act

深 町 浩 祥 Hiroyoshi FUKAMACHI

要 旨

本稿は、近時のペットのファッション化における課題と、加害動物における飼主等の占有者 責任について考察するものである。近年の動物愛護の精神の高まりにともない、動物の法的地 位はゆらいでいるといわれている。諸外国の法においては「動物は物ではない」との原則が一 般的であり、動物の権利能力や法的人格を認める見解も存在する。他方、環境省の統計をみる と、動物起因損害のうち犬による咬傷事故について過去10年で毎年約4,500件起きており、そ の事故件数は減少していない。また、事故を起こした咬傷犬数は、野犬等ではなく飼犬による 割合が増加していることが明らかとなった。このような咬傷事故に伴う損害賠償請求訴訟にお いては、飼主等の動物占有者の責任が問題となる。

飼主等の不法行為による動物起因の損害を救済する手段として、わが国の民法は718条において動物占有者の責任を規定している。この規定における動物占有者の責任は、民法の原則となる過失責任よりも重い、中間責任とされる。そこで、この中間責任の成立過程と変遷について整理したうえで、動物占有者の責任の免責要件に注目し、本条項が中間責任であるといわれる根拠について考察した。つづいて、動物占有者責任の免責要件に焦点をあてて、これまでの判例を分析した。その結果、動物占有者の責任においては、民法の原則である過失責任よりも立証責任の転換により責任を重くした中間責任が機能しているのではなく、時を経て、危険責任を背景とした判断がなされ、その責任がかなり重くなっている状況が明らかとなった。

キーワード:ペット問題、咬傷事故、動物占有者責任

はじめに

本稿の目的は、犬の咬傷事件を中心とした動物起因損害の現状と課題を提示するとともに、動物占有者の責任の特殊性と問題点を明らかにすることにある。

近時、公園や街中をリード(綱)無しで散歩させるなど、犬の飼主のマナーの低下が問題となっている。その背景として、犬をバッグに入れて連れて歩いたり、洋服を着せたりする流行(ファッション性)に興味があるため、生きたぬいぐるみのように扱い、モラルの向上には、まったくといっていいほど関心を持っていない飼主の存在があるといわれる¹。

WHO (世界保健機関) によると、犬の咬傷事故は世界で年間数千万人の被害者がいると推定され、毎年、推定59,000人が狂犬病で死亡している²。どのようなウィルス感染症よりも高い致死率となっている狂犬病³は、現在も大きな社会問題なのである。

日本においても、犬による咬傷事故は毎年起きており、損害賠償請求訴訟などが後を絶たない。 その訴訟の多くは、飼犬の占有者・管理者の責任を追及するものである。また、動物においては 咬傷事故等だけでなく、感染症の危険性に起因する損害も存在する。

咬傷事件の統計的な先行研究としては岡本嘉六⁴、動物占有者責任についての詳細な判例分析と

¹ AERA 「2013 年 5 月 6 日・13 日号」https://dot.asahi.com/aera/2013051700058.htm (2020.10.03 閲覧)。ドイツでは、犬の飼主が適切に飼養できるようになるために D.O.Q-TEST 2.0 という犬の免許証 (Hundeführerschein) (強制的なものではない)と言われるものがある。この免許証を取得したい人は、試験に合格するために必要となる犬の歴史、犬のしつけ方、食べ物、病気、飼主や他人とのコミュニケーションの方法だけでなく、動物保護法等の法規範に関して学ぶことになる。このようにドイツでは、犬の飼主に法規範への理解が求められている。Feddersen [2013]Feddersen (Hrsg.)/Kuhne/Piturru/Siegmund, Sachkunde für Hundehalter, 2., Aufl. 椿久美子「ドイツ・オーストリアにおける個人のペット飼養とマイクロチップ装着義務に関する法規制」『明治大学法科大学院論集 第21 号』明治大学法科大学院 (2018) 73-74 頁。

² アメリカでは、毎年約450万人が犬に噛まれており、このうち、約90万人が治療を必要とし、3~18%が感染症を発症している。また、アジア地域の多くの国で狂犬病が発生し、医療不足の影響もあり、咬傷犬による致死率は非常に高くなっている。犬に噛まれる人の割合が最も高いのは子供であり、頭部外傷のリスクは、大人よりも子供で高く、死亡する場合が多いという現状がある。"Animal bites-Dog bites-Scope of the problem. Who is most at risk? Treatment." World Health Organization (WHO) https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/animal-bites (2020.11.03 閲覧)。

³ わが国では狂犬病の発生予防・撲滅のために、狂犬病予防法という単独の法律がある。日本は地方自治体の条例も含め、法整備によって狂犬病対策を徹底している。しかし、近年は邦人が海外旅行先で犬に咬まれ、狂犬病を発症する例が増えている。狂犬病は発症すると2週間以内にほぼ100%確実に死亡するほど転帰が早いと同時に、医学が発達した今日でも生前診断ができず、診断がつくのは死ぬ直前である。兼島孝「ペットからうつる感染症」三菱化学メディエンス Forum2009 特別号(2009)29頁。

⁴ 岡本嘉六「犬による咬傷事故」http://www.vet.kagoshima-u.ac.jp/kadai/V-PUB/okamaoto/vetpub/Dr_Okamoto/Zoonoses/Dog%20bites.htm(2020.09.02 閲覧)

して田中実・長谷川貞之 5 が挙げられる。しかし、近時の動物の法的地位の変化や、その変化を反映した判例の分析が行われていない。そこで、本稿では、近時の統計及び判例を加えて整理するとともに、動物占有者における責任について考察を加える。

まず初めに、動物 (犬) に起因する咬傷事件の現状を統計的に分析し問題点を明らかにする。 次に、動物の法的地位の変化について概観する。そして、動物占有者の責任について、不法行為 の帰責原理の変遷を整理し、中間責任の概念について考察する。そして、動物占有者における中 間責任の帰責原理について、加害者の免責要件の基底を中心に判例の分析を行う。最後に、以上 の考察を踏まえて、動物占有者責任条項の現代的な意義や動物起因損害の国際的な動向を踏まえ た防止対策について検討することにしたい。

1. 動物起因損害—咬傷事故—の現状

1970 年頃は、番犬としてよく吠えるスピッツの人気が高かった。1980 年頃の人気犬種は、海外ドラマ『名犬ラッシー』で有名になったコリーである。1990 年頃の人気犬種は、『動物のお医者さん』という漫画で知られることになったシベリアンハスキーであった。2000 年頃の人気犬種はダックスフントや消費者金融のコマーシャルで人気を得たチワワとなり、2010 年頃からプードルが人気となった 6 。このように、日本ではペットを飼うことにも流行がある。2019 年の人気犬種第1位は2010 年から11 年連続でプードル 7 、第2位はチワワ 8 、第3位はダックスフント 9 となっており、この3犬種のみで約半数を占め、圧倒的に人気が集中している 10 。

ペットを飼う理由としては、可愛いから、好きだから、一緒にいると楽しいからという理由が挙げられる。かつては番犬として飼われることが多かった犬は、2000年ころから、生活の癒しや安らぎ、家族や夫婦間のコミュニケーションの潤滑油、また、愛情をかけて世話をする相手など、精神的な欲求の対象として飼われることが多くなった¹¹。

2000年以降、犬の飼育環境ならびに地位が飛躍的に向上し、ペットは家族同様に扱われている。

⁵ 田中実 = 長谷川貞之「動物占有の責任について―判例・条例と比較法―」『判例タイムズ No.551』 (1985, 判例タイムズ社) 74-141 頁。

⁶ 兼島・前掲注(3)25頁。

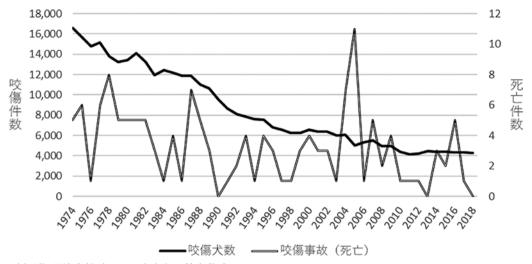
⁷ Poodle:泳ぎが得意な猟犬。ドイツ語の Pudel が原義。

⁸ Chihuahueño:世界的に公認された最小犬種。メキシコのチワワ地域が原産地。

⁹ Dachshund: ドイツ原産の犬種。英語読みではダックスフンド。

^{10 「}人気犬種ランキング」アニコム損害保険株式会社 https://www.anicom-sompo.co.jp/special/breed/(2020,09.02 閲覧)

^{11 「}全国犬猫飼育実態調査」一般社団法人ペットフード協会 https://petfood.or.jp/data/chart2019/index. html(2020.09.02 閲覧)



(出所) 環境省統計データをもとに筆者作成

図表1 咬傷犬数及び咬傷事故(死亡)発生数

そのため、ペットによる感染症や、犬による咬傷事故によるリスクが増加することになった。

環境省の「動物愛護管理行政事務提要(令和元年度版)」による犬の咬傷事故調査の統計データによると、その事故件数は過去40年の間に減少へと推移している。しかし、ここ10年に至っては約4,500頭が、毎年、咬傷事故を起こしており、咬傷犬数の減少傾向は横ばいである¹²。過去40年間で咬傷事故は減少したが、咬傷犬による死亡者数は減っているとは必ずしも言えない(図表1)。

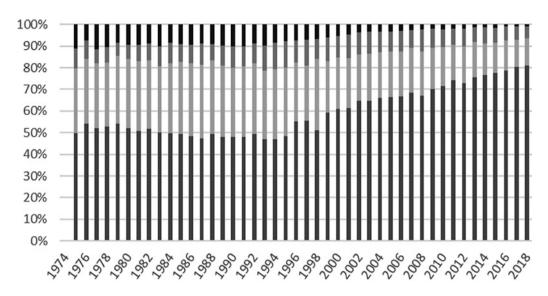
狂犬病予防法¹³により、生後91日以上の犬を飼い始めた者は、犬の登録(生涯1回)と、犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられている。

そこで、咬傷事故を起こした犬の登録状況等の比率(図表 2)をみると、この 40 年間で、登録されている犬が約 50%から約 70%へと増加している一方で、未登録の犬が約 30%から約 20%へ、野犬が約 10%から約 2%へと、それぞれ減少している。

登録犬数が上昇し、未登録犬および野犬が減少しているにもかかわらず、2000年以降の咬傷犬数の減少割合は小さくなり、事故件数も一定数から減少していない。なぜ、未登録犬や野犬が減

¹² 咬傷事故件数は、咬傷犬数との差が各年±0.5%以下のため、ほぼ同数と考えてよい。「動物愛護管理行政事務提要(令和元年度版)—大による咬傷事故件数(全国計:昭和49年度~平成30年度)—」環境省自然環境局 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/files/r01_3_3_1.pdf (2020.09.01 閲覧)。

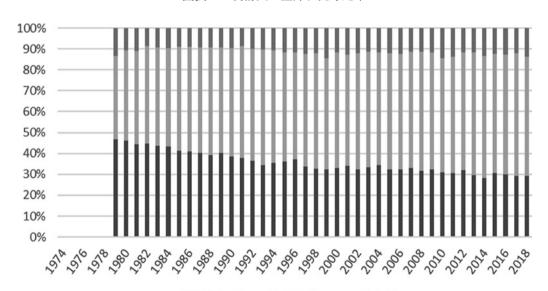
¹³ 国は、「狂犬病予防法」(1950年8月26日法247)を制定して(但し、その業務は地方公共団体に委任)、犬の所有者に対してその登録、予防注射および鑑札、注射済票の着用を義務づける(同法4条、5条)とともに、知事の任命を受けた狂犬病予防員をして、登録または注射を受けずもしくは鑑札又は注射済票を着用していない犬を認めたときは、その犬の捕獲、抑留を義務づけること(同法6条)などを規定した。



■登録 ■未登録 ■飼い主不明 ■野犬

(出所) 環境省統計データをもとに筆者作成

図表2 咬傷犬の登録状況等比率



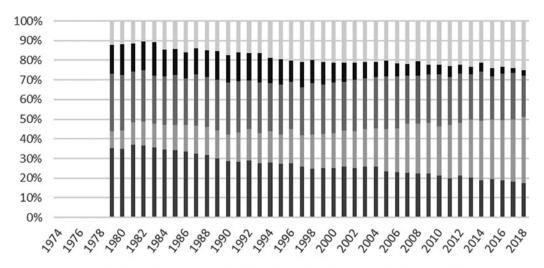
■犬舎等周辺 ■公共の場所 ■その他

(出所) 環境省統計データをもとに筆者作成

図表3 咬傷事故発生場所比率

少しているにも関わらず、咬傷犬数が減少しないのか、別の2つのデータを分析し考察する。

まず、咬傷事故が発生した場所について、それぞれの割合を示したデータを考察する(図表3)。 これによると、咬傷事故の発生場所は、この40年間で「犬舎等周辺」(自宅等)が約45%から約31%へと減少した一方で、「公共の場所」は約45%から約56%へと増加した。「犬舎等周辺」での



■ 犬舎係留中 ■ 係留して運動中 ■ 放し飼い ■ 野犬 ■ その他 (出所) 環境省統計データをもとに筆者作成

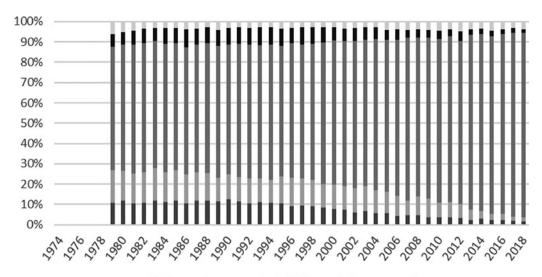
図表4 咬傷事故発生時の犬の状況別比率

咬傷事故は、郵便や宅配便など家族以外の者が訪問先で被害に遭う場合などが相当する。他方、「公共の場所」での事故は、一般の道路や公園など、飼主が犬を散歩などに連れ出した際に事故を起こした場合が相当する。

次に、咬傷事故発生時の犬のおかれた状況に関するデータを考察する(図表 4)。このデータによると、公共の場所での咬傷事故の増加と関係する「放し飼い」はほとんど変化しておらず、「野犬」は約 15%から約 3%へと激減している。一方「係留して運動中」が約 10%から約 30%へと 3 倍に増加し、「その他」は約 10%から約 25%へ 2.5 倍と、それぞれ大幅に増加している。死亡事故が減っていないことと考え合わせると、飼主が、散歩や運動の際にリードを外している場合や、犬にリードはしていても犬の行動を制御できていない状況が考えられる。犬の飼育をはじめたが、飼主による犬の管理ができていない状況があるといえる。動物の管理教育に関する知識の習得が、不十分であるともいえる。

前出の統計データ(図表 1)から咬傷事故は減少しているが、毎日、11 件以上が全国のどこかで起きており、死亡事故も続いていることがわかる。環境省では「飼う前も、飼ってからも考えよう」(平成 27 年 8 月発行)、「宣誓!無責任飼い主 0(ゼロ)宣言!!」(平成 26 年 9 月発行)などのパンフレットを作成するなど、飼主に向けた注意喚起を行っている 14 。しかし、動物の安全な管理に関して、すべての飼主の意識が向けられているとは言い難い側面がある。

^{14 「}動物の愛護と適切な管理」環境省 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html (2020.10.28 閲覧)



■捕獲 ■引取り ■飼育継続 ■逃走 ■その他

(出所) 環境省統計データをもとに筆者作成

図表 5 咬傷事故発生後の犬の状況別比率

さらに、環境省の統計データのある 1979 年から 2018 年の期間に、咬傷事故を起こした咬傷犬の 事故発生後の状況を考察する(図表 5)。

このデータによると、咬傷事故を起こした咬傷犬のその後の状況は、多くが飼育継続となっており、近時の飼育継続の割合は全体の約90%に達している。環境省の統計からは判断することができないが、捕獲や行政による引取りの場合は、被害が甚大で飼主の管理が悪質なものがあると考えられる。

以上、環境省の統計データをもとに、咬傷事件の状況を分析した。ここで注目すべきは、かつてのような野犬や未登録犬ではなく、登録犬である飼犬による咬傷事件の割合が増加していることである。その要因を断定することはできないが、動物愛護の精神の高まりや人々がペットに癒しをもとめるなど両者の関わり方が変化したこと、小型犬を飼うことのファッション化に伴う飼主の管理責任の認識不足など、さまざまな背景を考慮して検討する必要がある。

2. 動物の法的地位

近年、動物を家族の一員と考える者がおり、動物愛護の精神の高まりから、動物を人のように扱う考え方が拡がっている。例えば、アルゼンチンの裁判所は、オランウータンに人間と同じ扱いとなる人身保護令状(habeas corpus)を出している¹⁵。この一例からも、人と動物とのかかわ

り方が大きく変化している中で、動物の法的地位がゆらいでいる¹⁶。そこで本章では動物が法的 に単なる「物」なのか、あるいは「人」なのか、それともそれ以外のものなのかについて、わが 国の刑法および民法、さらに、近代的法制度に影響を与えたローマ法について考察する。

わが国の刑法では、他人の所有する財物である動物を殺傷した場合、器物損壊罪(刑法 261 条)が適用される。しかし、刑法 261 条は「他人の物を損壊し、又は傷害した者」と定め、あえて「傷害」という文言を入れている。これは、動物を対象に含ませることを意味しており、後段部分は「動物傷害罪」とも呼ばれる 17 。ここで、刑法は、動物を単なる「物」とは別に扱っていることがわかる。また、 2012 年改正の動物愛護管理法第 18 では、「人と動物の共生する社会の実現」が最終的な目的であるとされた。ここに至って、「人間のためだけの法律であった動物愛護法が、 2012 年の改正によって、人間と動物のための法律になった」 19 といわれる。

外国の法をみると、例えば 1994 年のフランス刑法典では、動物に対する虐待が、「人に対する罪」、「財産に対する罪」、「国家・公安に対する罪」のいずれでもない「その他の罪」に入れられた。 さらに、「ヒト胚の保護に関する罪」等と同じ編に入れられたことから、動物が「人」と「財産(物)」とは区別され、「ヒト」に近づいていることがわかる 20 。

一方、わが国の民法では、動物は有体物であり、動産とされ、野生動物は無主物とされる。いずれにしても、動物は権利の客体としては、「物」として扱われる。しかし、近時のヨーロッパの民法では、動物をして生命をもたない「物」とは区別された存在としている。例えば、ドイツ民法典90条aでは下記のように規定された。

Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) § 90a Tiere

Tiere sind keine Sachen. Sie werden durch besondere Gesetze geschützt. Auf sie sind die für Sachen geltenden Vorschriften entsprechend anzuwenden, soweit nicht etwas anderes bestimmt ist. 21

^{15 「}Orangutana, Sandra s/Habeas Corpus」 Animal Legal and Historical Center https://www.animallaw.info/case/orangutana-sandra-s-habeas-corpus (2020.10.28 閲覧)

¹⁶ 青木人志「動物の法的地位のゆらぎ」『法律時報 90巻12号』(日本評論社,2018) 22-29頁。

¹⁷ 井田良=佐藤拓磨『刑法各論〔第3版〕』(弘文堂, 2017) 9頁。

¹⁸ 動物の愛護及び管理に関する法律 第1条:この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

¹⁹ 東京弁護士会公害環境特別委員会編『動物愛護法入門』(民事法研究会,2016) 11 頁。

²⁰ 山﨑将文「動物の法的地位―憲法の観点からの考察を含めて」九州法学会第 124 回学術大会 (2019) 22 頁 https://www.jstage.jst.go.jp/article/kla/2019/0/2019_21/_pdf/-char/en (2020.10.28 閲覧)

わが国でも、不法行為でペットが死んだ場合、飼主の慰謝料(愛着利益)が認められた判例がある。福岡地裁平成 30 年 6 月 29 日判決は、獣医療過誤による成犬の死亡事案について、成犬の需要は少なく市場価値が大きくないとして、財産的損害の発生は否定した。しかし、飼主は飼犬に対して「居間のケージで飼育し、旅行に際しても同行する等しており」、飼犬の「死亡により原告はショックで昼間外に出ることもできないような状態になる等、小さくない精神的損害を被ったと認められる」とし、40 万円の慰謝料請求を認めた 22 。上記のほか近時の裁判例の中には、ペットについては、財産的価値があるだけでなく、それと同時に、あるいはそれ以上に、人格的価値が付与されてきている 23 と考えることができるものがある。

このほか、わが国の民法では、自然人と法人に対して、権利の主体となることが認められている。そこで、動物は人や法人として権利能力を有するのかが問題となる。この点について、動物を人間と同視するのは困難だが、動物を法人と構成するならば、必要かつ相当な範囲内で動物の権利能力を認めることが可能となるという見解 24 がある。しかし、民法では、法人法定主義を採っており、しかも、今のところ動物を法人と構成する例はないため、解釈として動物を法人とすることはできない。これに対して、外国では、扶養等に限定してではあるが、動物に法人格を与えるべきだという主張 25 や、ある程度の認知能力を備えた動物に法的人格が与えられるとする見解 26 がある。また、動物が「物」の地位にあることが動物を救えない元凶だとして、動物の法的人格を認める見解 27 や、動物が生きている財産=動物格(animalhood)であるという主張 28 すらある。

ローマ法において、動物が人畜に損害を与えた場合、動物占有者等に通常よりも重い責任を課すものとする²⁹ことは、相当広く認められたことであった。この点について、近代法においても、比較的広く各国で認めている³⁰。ローマ法では、動物がその性質に反して加えた損害に対して特別の訴権(actio de pauperie)が認められ、これにより動物の所有者は、被害者に賠償金を支払うか、または加害動物を委付することにより、その責任を免れることができるとされていた³¹。

²¹ BGB90条a:動物は、物に属さない。動物は、特別の法律により保護する。動物には、別段の定めがない限り、物に関する規定を準用する。このほか、1988年のオーストリア民法 285条a および 2003年のスイス民法 641条 al 項でも、「動物は物ではない」という規定が設けられた。

²² 福岡地判平成 30 · 6 · 29 最高裁判所 Web https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/898/087898_hanrei.pdf(2020.10.28 閲覧)

²³ 吉田克己「財の多様化と民法学の課題」吉田克己=山直也編著『財の多様化と民法学』(商事法務, 2014) 14 頁。

²⁴ 小粥太郎「(演習) 民法|『法学教室 291号』(有斐閣, 2004) 125頁。

²⁵ Jean-Pierre Marguénaud, La Personnalité Juridique des Animaux, 1998, pp205-211.

²⁶ Steven M. Wise, Rattling the Cage: Toward Legal Rights for Animals, 2001, p267.

²⁷ ゲイリー・L・フランシオン、井上太一訳『動物の権利入門』(緑風出版, 2018) 177-179 頁。

²⁸ David S. Favre, Respecting Animals, 2018, p238.

²⁹ 後述「中間責任」。

近代法では「動物は物ではない」との原則が一般的である。これに相当するものが古代ローマに 存在したと考えられる。

ラテン語の動物(animal / animalia)という用語は、「生命のある存在」との意味ももっており、元来、この語は奴隷のほか人一般に適用されるものであった。動物と生き(もの)〔(res) animalis〕は、奴隷と動物を指し示す語として、次の文章で用いられている。

D. 6. 1. 15. 3(Ulp. 16 ad edict.): Si servus petitus vel animal aliud demortuum sit sine dolo malo et culpa possessoris, pretium non esse praestandum plerique aiunt...³²

ここで動物という語は、「又は(vel)」の前に掲げられた奴隷とは区別して動物を指し示す趣旨で用いられているようにも見える。しかし、そうではなく、何らかの生命のある存在(何らかの動物 aliud)を意味するものに過ぎず、この文脈では、たまたま動物に特定できるというだけのことである。したがって、この文章から古代ローマでは、奴隷と動物の両者が生命のある存在(生き物)というカテゴリーに属していたことが明らかとなる。このように、先ず奴隷を挙げ、次いでその他生命のある存在を挙げるという定式化は、多くの文献に見られる³³。古代ローマにおいては、動物を単なる「物」として扱っていなかったといえる。

以上、本章では動物の法的地位を、わが国の刑法および民法、さらにローマ法の観点から考察 した。その結果、法において動物は、単なる物ではないが、人でもないことが明らかになった。 物と人の中間的存在であるのか、あるいはそれ以外のものであると考えるべきなのか検討を要す るが、動物の法的地位の価値転換が求められているといえる。

³⁰ 例えば、フランス民法は、無過失責任を認めている(同法 1385 条→ 1242 条) «Le propriétaire d'un animal, ou celui qui s'en sert, pendant qu'il est à son usage, est responsable du dommage que l'animal a causé, soit que l'animal fût sous sa garde, soit qu'il fût égaré ou échappé. »。ドイツ民法 も制定の際に第一草案を改めて無過失責任とした。ただし、後まもなく 1908 年に生計のための家畜 については免責事由を認めることとした(同法 833 条。ほかに、834 条)。スイス債権法だけは、一般的に免責事由を認める(同法 56 条)。わが国の民法は、スイスと同様である。我妻榮 = 有泉亨他 著『我妻・有泉コンメンタール民法 - 総則・物権・債権 - 〔第 6 版〕』(日本評論社, 2019)1545 頁。

³¹ 我妻榮「判例コンメンタールVI 事務管理・不当利得・不法行為」(日本評論社, 1962) 291 頁。加藤一郎「注釈民法 (19) 債権 (10)」(有斐閣, 1965) 316 頁参照。末川博「Actio de pauperie について」春木還暦論文集 (1931) 2 頁以下。

³² 学説彙纂第6巻第1章第15法文第3項(ウルピアーヌス『告示註解』第16巻) 奴隷又は何らかの動物が訴求対象となり、占有者の故意も過失もなく死亡したときは、価額が給付されるべきではないと多くの者が言う……[以下略]

³³ D 7.9.5.3 (Ulp. 79 ad ed.) Et si habitatio vel operae hominis vel cuius alterius animalis relictae fuerint. stipulatio locum habebit... 学説彙纂第7巻第9章第5法文第3項(ウルピアーヌス『告示註解』第79巻)など。マリア・テレーザ・ヒメネス - カンデーラ、吉原知志(訳)「ローマ法源の中の動物」『龍谷法学 50巻4号』龍谷大学法学会(2018)741頁。

3. 不法行為の帰責原理の変遷と中間責任

飼主などの動物占有者に対する責任については、民法上の不法行為の領域において、特殊な位 置付けが付与されている。そこで本章では、動物占有者に対する責任について、一般の不法行為 の帰責原理と比較し検討する。

不法行為とは、ある人物が他人に損害を加えた場合に、一定の要件のもとでその加害者に対し て、被害者への損害賠償義務を発生させる制度34であり、その一般的な規定として、民法709条35 が設けられている。ここで問題となるのが、帰責原理である。すなわち、不法行為において、な ぜ加害者は被害者に生じた損害を賠償しなければならないのか36が問題となる。かつては、ある 人の行為と結果との間に原因と結果の関係さえあれば責任を負わせるという結果責任(結果責任 主義)が採られたこともあった。しかし、結果責任は、被害者にとって有利な反面、これから積 極的に活動しようとする者に対しては抑止的に機能 37 し、さらに活動を起こした加害者にはあま りに酷な結果となる場合が多々想定された。このため、現行では、結果主義を帰責原理として明 確に採用している制度はないとされる。そこで、わが国の民法では、帰責原理として過失責任主 義を採用しているとされている³⁸。簡潔にいえば、不注意によって被害者に損害を与えてしまっ た場合や故意に損害を与えた場合、それを理由として責任が課されることになる³⁹。

この過失責任主義を採用した基本的な理由は、個人の自由な活動を保障することにあるものと 考えられている40。積極的で創意あふれた工夫をこらした経済活動を促進しようとする近代資本 主義社会の法制度は、原則としてこの過失責任主義を採用41することになり、わが民法でも民法 709条において採用されている。しかし、損害が発生したにもかかわらず、加害者にも被害者に も過失が認められない場合、加害者とされた者には何ら負担は生じないが、その被害者は、実際 に被った損害をすべて自分で背負うことになるという問題があり、この点については疑問が残る。

民法の立法当初、不法行為による損害は、加害者もしくは被害者のどちらかに過失が存在して

³⁴ 吉村良一『不法行為法』(有斐閣, 第 4 版, 2010) 1 頁。我妻榮『新法学全集 [復刻判] 事務管理· 不当利得·不法行為』(日本評論社,復刻版, 1988) 94 頁参照。

^{35 (}不法行為による損害賠償) 第709条:故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利 益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

³⁶ 吉村・前掲注(34)7頁。

³⁷ 中井美雄編『現代民法講義 6 不法行為法(事務管理·不当利得)』法律文化社(1993) 21 頁。

³⁸ 窪田充見『不法行為法』(有斐閣, 2007) 5 頁参照。

³⁹ 刑法で議論される行為無価値論と結果無価値論における故意・過失の検討段階の相違が参考にな

⁴⁰ 吉村・前掲注(34)7頁。

⁴¹ 中井·前掲注(37)20頁。

いるために発生すると想定されていた。しかし、絶対に発生しないと断言できなかったため当時 予測できるものとして、民法 717 条に土地工作物の所有者に対して過失を問わずに責任を課すことができる規定が例外的に設けられたとされている 42 。よって、双方ともに過失がない場合というのはあくまで稀な事象であるとの認識から、帰責原理として過失責任主義が採用されたのである。

しかし、大企業による経済活動の発達によって、加害者に過失がないにもかかわらず他人の法益を侵害するような場合が多く発生するようになり⁴³、その責任の原理は大きく問題視されることになった。例えば、公害の場合、企業が製造過程において大気汚染などの害を与えたとしても、それが企業の故意による侵害ではなく、企業として万全な体制で製造していたにもかかわらず損害が発生する場合もありうる。このような場合、企業側に過失の存在を認め責任を負担させることが可能かという問題が生じたのである。他方、被害者の損害に対して、被害者に故意は当然のこと、過失があることも通常考えられず、ここで加害者・被害者双方に過失がないにもかかわらず、現実的に損害が発生するという状況が発生したのである⁴⁴。

ここで確認しておくべきことは、過失責任主義においては、被害者が加害者の故意、過失を主張、立証しなければならない 45 という点である。つまり、損害を被った側が、なぜその損害の責任を加害者に負担させるべきであるかという理由を証明しなければならないとされている。いいかえれば、立証責任が被害者に課されるということである。しかし例えば、加害行為が高度の科学技術を応用するものである場合や、得られる情報の著しい格差がある場合など、高度化する現代社会においては、被害者による過失の立証が極めて困難 46 になることがある。したがって、社会の変化とともに、被害者の立証責任は困難を極める事例も多くなったため、帰責原理として過失責任主義だけでの運用に限界が生じることとなった。

加害者を大企業や国家事業と仮定した場合、その立証責任が被害者側にあるとすると、一個人である被害者がその立証責任を円滑かつ有益に果たせるとは言い難い。そこで、過失を帰責原理とする過失責任主義とは異なる理由付けが求められることになった。その代表的なものが、危険責任と報償責任である。

まず、危険責任とは、危険な物を作り出したり、保有あるいは所有したりしている者に責任を 負わせようという考え方⁴⁷であり、危険な物を所持している(していた)から責任を負わせると

⁴² 石本雅男「過失責任論と危険責任論—相互否定と相互依存の関係について—」『阪大法学 32 号』大阪大学 (1960) 5 頁参照。

⁴³ 石本・前掲注(42)7頁。

⁴⁴ 川村隆子「動物占有者の責任に対する再確認」『名古屋学院大学論集 社会科学篇 第48巻 第2 号』名古屋学院大学 (2011) 71 頁。

⁴⁵ 円谷峻『不法行為・事務管理・不当利得―判例による法形成―』(成文堂, 第2版, 2010) 26頁。

⁴⁶ 吉村・前掲注(34)10頁。

いうことになる。いいかえれば、危険物の設置・管理者ないしその保有者は、その危険物を持ち込むことを社会が許容する代わりに、その危険が具体化して損害発生に至った場合には、過失の有無にかかわらず損害賠償責任を問う、という責任原理が導入された 48 のである 49。それは、特別の危険、具体的には科学や生産手段の発展または機械や化学物質のメカニズム等の複雑化・高度化によって発展段階では予想もできなかったような損害を生み出す危険があり、過失責任だけでは被害者を救済しきれないことが起こることを想定しているのである。

次に、報償責任とは、何らかの利益をあげる過程で他人に損害を与えた者は、その利益の中から賠償するのが公平である 50 、という考え方であり、経済的利益を得ている者に対して責任を問う 51 、ということである。このような責任の考え方は、責任負担についての帰責に過失を問わないため、無過失責任と呼ばれている。ただし、この無過失責任という責任は、過失を問わない責任の総称であり、それ自体が帰責原理に支えられた責任理論ではない 52 。無過失責任とは、過失を考慮せず責任が問える責任というよりも、帰責原理として過失を問わず、危険や利益という前提を問うことによって責任を課す責任であると考えられる 53 。どのような状況でも、できる限り被害者を保護しようという考えを重視するものといえる。

ここで、無過失責任を問われる者は、いかなる場合も免責されないということではない。無過失責任を定める特別法には、しばしば行為者を免責する規定が設けられており、その免責規定の内容と範囲によって責任の厳格さが確定する 54 ように、過失を問わない責任においても免責の可能性は残されている。ただし、この免責事由は、危険責任や報償責任といった責任が導き出された理由が損なわれないように、加害者側の非を認めるにはあまりに酷といえるような不可抗力による損害の発生など限られることになる。なお、無過失責任による損害賠償訴訟においては、原告である被害者が行為者の故意又は過失を主張、立証しなくてもよい 55 とされている。したがって、過失責任主義におけるように被害者に立証責任はなく、加害者自身が自らに責任を問われる

⁴⁷ 窪田·前掲注(38)9頁。

⁴⁸ 中井·前掲注(37)22頁。

⁴⁹ 鉄道などの産業革命による恩恵の裏で、徐々に重要視されるようになったといえる。岡松参太郎 『無過失損害賠償責任論』(有斐閣. 1984) 448 頁以下参照。

⁵⁰ 吉村・前掲注(34)10頁。

⁵¹ 中井・前掲注(37)23頁。

⁵² 川村·前掲注(44)72-73頁。

⁵³ 無過失責任と呼ばれているものには、土地工作物責任(民法717条1項但書)、鉱害の賠償義務(鉱業法109条)、原子力事故の損害賠償責任(原子力損害の賠償に関する法律3条)、大気汚染防止法、水質汚濁防止法による賠償責任などがあるとされ、社会生活における「特別の危険」に注目して、危険源の創造者・管理者に対して損害賠償責任を負わせている「危険責任の原理」を基礎に捉えたものと言われている。

⁵⁴ 円谷・前掲注(45)28頁。

⁵⁵ 円谷・前掲注(45)28頁。

理由がないことを立証しなければならない。立証責任がないことは、被害者にとって負担が少な く有益であるといえる。

以上、不法行為における原則として帰責原理を過失に求めて立証責任を被害者に課す過失責任 主義と、近代社会の発展に伴い過失の有無を問わず帰責原理を危険や利益に求めて立証責任を加 害者に課す無過失責任の変遷をみてきた。つづいて、その両者の責任が存在することから導き出 された、中間責任という責任を検討する。

この中間責任とは、過失責任と無過失責任との中間に位置付けられるとされる責任である。その責任は、過失責任に比べると責任負担者(加害者)に不利であるが、無過失責任(過失を要件としない責任)ほどには責任負担者に厳しくはないという責任であるとともに、加害者が無過失の立証責任を負う 56 とされる性質を持つ。この中間責任という概念は、過失責任主義を前提としたものであり、その帰責のための基本的な原理が過失責任主義にあることは否定できない 57。中間責任は、過失責任主義を前提として立証責任は加害者が負うとする立証責任の転換をすることである。これにより、実質的に加害者の責任を重くして無過失責任と同様の結果を導くというものである 58。

不法行為の原則とされる過失責任主義の修正とみられる中間責任は、不法行為の一般的な規定とされる民法 709 条とは別に規定され、特殊とされる。この特殊な規定のひとつこそ、動物の占有者に関する責任(民法 718 条)である ⁵⁹。

本章の考察を踏まえて、次章では動物の占有者に関する責任について検討する。

4. 中間責任としての動物占有者責任

わが国の民法は、動物の占有者 60 の責任について下記のように規定する。

⁵⁶ 窪田・前掲注 (38) 13 頁。

⁵⁷ 窪田·前掲注(38)13-15頁。

⁵⁸ 故意・過失の立証や無過失の立証は困難を伴い、立証責任を負う者は、訴訟上、不利な立場となる。

⁵⁹ このほかに、責任無能力者の監督責任(民法714条)、使用者責任(民法715条)、土地工作物の占有者責任(民法717条1項本文)、自動車運行供用者責任(自動車損害賠償保障法3条)などがあるとされる。参考:交通事故の場面で言われている無過失責任は「中間責任」である。加害者に対して「過失」の有無を問わず、まず賠償義務を認め、加害者が「過失」がなかったことを立証したときは免責されることになる。

⁶⁰ 条文上、動物占有者の責任とされており、所有者という文言は採用されていない。以下では、主に占有者と表現する。

民法 718 条

動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類 及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

2 占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

動物の占有者は、その占有する動物が他人や他人の所有物に損害を加えた場合、その責任を負うことになる。先述したとおり、諸外国でも一定の者(動物占有者)について一般の場合より重い責任を課しており、それは、動物の特別の危険性に対応するものであるということができる ⁶¹。 危険なものを所持することに対して一般の場合より重い責任を課すため、過失の有無を問わない無過失責任としての危険責任が課されているかのような外観を持つことになる ⁶²。

本条 1 項但書に「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない」という免責事項が明記されているため、その但書の適用によって免責という効果を求める者 63 は、動物の占有者が自らの無過失、本条文でいえば「相当の注意をもってその管理をした」ことの立証責任を負うことになる。これにより、民法の不法行為として規定されているこの動物占有者の責任は、原則とされる過失責任主義に従いながら、一般的な過失責任主義と異なり立証責任の転換がなされているため、中間責任であるとされている 64 。

動物の占有者の責任に関しては、民法の起草時から現代までの間にその位置づけが変化してきている。起草当時においては、単に動物が他人に損害を加えたという事実のみでは、その占有者は「必スシモ責任ヲ負フコトナシ」といえるが、「相當ノ注意ヲ缺キタルカ爲メ他人ニ損害ヲ加へタルトキハ其賠償ヲ爲ササルコトヲ得ス」とされ、占有者は、相当の注意をもって保管したことを証明できない限り、「常ニ過失アル者ト看做」されることになるとされている 65 。起草当時は、過失責任主義という原則に立ちながらも、立証責任を被害者に課すのではなく、加害者自らにその立証責任を課し、その証明ができなければ「常ニ過失アル者」とみなされる重い責任が想定されていた、といえる 66 。

しかしその後、近代社会の発展に伴って危険責任の理論が一般化することになると、動物の持っている特有の危険、すなわち人間のような理性に基づく行動のコントロールができないという危険性が着目されることになった ⁶⁷。そして、いわゆる無過失責任により判断されるものとして、

⁶¹ 加藤·前掲注(31)317頁。

⁶² 川村·前掲注(44)76頁。

⁶³ 窪田·前掲注(38)17頁。

⁶⁴ 吉村·前掲注(34)233頁。

⁶⁵ 梅謙次郎『民法要義 巻之三 債權編 (大正元年版復刻)』(有斐閣, 1984) 903 頁。

⁶⁶ 川村・前掲注(44)77頁。

⁶⁷ 澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣, 第2版, 1996) 321 頁。

過失の有無を問わず帰責原理を危険に求める危険責任による説明 ⁶⁸ がみられるようになったのである。

動物の占有者の責任において、通常より重い責任を課すという認識に変化はない⁶⁹。しかし、過失を帰責原理とする過失責任主義を念頭に説明されていたものが、次第に帰責原理の異なる危険責任であるとする説明がされるようになった。そして、過失責任主義を前提とする中間責任という説明がされつつも、事実上は無過失責任であるとするような変遷を経ているのである⁷⁰。

起草時に想定していた動物は、農作業用・移動手段用として有用であった牛や馬などの家畜を指していた。当時の牛や馬などは輸送作業時に人が通る道を往来するため、人へ加害する危険性が高く、占有者に重い責任を問う意義があった。しかし、現在、輸送・移動手段は自動車となり、牛や馬などが道を往来することはほとんどなく、起草時に想定していた動物に対する占有者責任の重要性は低くなった 71 。ところが、1980年代以降といわれるペットブームや動物とのふれあいを目的とした施設の隆盛、そして昨今のペットのファッション化による飼主のモラル低下などにより、再び動物(ペット等)が危険を生み出す状況が認識されるに至った。そこで、あらためて動物占有者の責任が重要性を増し、社会的意義が与えられようとしているのである 72 。

以上、民法 718 条に規定されている動物占有者責任における免責要件である「相当の注意をもってその管理をした」という文言に注目し、本条項が中間責任といわれる根拠と変遷について考察した。その結果、民法 718 条における責任は、動物占有者に重い責任を負担させるという姿勢は変わらない。しかし、動物占有者への帰責原理については、過失責任を前提とした説明から、危険な物の所持という危険責任を前提として説明することが正当であるという位置付けに変化したことが明らかになった。次章では、上記の点を踏まえて、動物占有者責任に関する判例を分析する。

⁶⁸ 参考: 我妻・前掲注 (34) 188 頁。加藤一郎『法律学全集 22 — II 不法行為 [増補版]』(有斐閣, 1994) 77 頁。石田文次郎『債權各論講義』(弘文堂書房, 1937) 295 頁。宗宮信次『債権各論(新版)』(有斐閣, 1977) 371 頁。幾代通=徳本伸—『不法行為法』(有斐閣, 1993) 176 頁。四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 (下)』(青林書院, 1985) 756 頁。川村・前掲注 (44) 77 頁。

⁶⁹ 吉村·前掲注(34)5頁。

⁷⁰ 川村·前掲注(44)77-78頁。

⁷¹ この点、娯楽のために、猛犬や乗馬用の馬を飼育する者に重い責任を負わせることは公平の観念に適するが、農耕・牧畜用に飼育する牛馬について重い責任を負わせるこの妥当性については、検討を要するとの見解がある。我妻 = 有泉・前掲注 (30) 1545 頁。

⁷² 四宮・前掲注 (68) 753 頁。前田達明『現代法律学講座 14 民法 VI 2 (不法行為法)』 (青林書院新社, 1984) 69 頁ほか参照。

5. 動物占有者責任の判例-争点としての「相当の注意」-

これまでの動物に関連する訴訟としては、馬や牛などの事例もあるが、犬が関係するものが最も多い。また、1章でみたように犬の咬傷事件では、ペットとして飼育されている飼犬の事故割合が増加している。一般的に人々が接する機会が多い動物としても、動物を占有する者の責任を考える上でも、飼犬について取り上げることに意義がある。そこで、以下、飼犬に関する判例について検討する。

動物占有者は、「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をした」ことを証明すれば免責される(民法 718 条 1 項但書)。民法の制定時においては、動物の性質如何による責任の判断が重要視されていた。例えば、大審院大正 2 年 6 月 9 日判決・民録 19 輯 507 頁では、放し飼いにされていた飼犬の咬傷事件において、犬の性質により人に損害を与える恐れのあるものとないものがあり、その恐れのある犬の飼主は「保管上特ニ損害ノ發生ヲ豫防スルニ必要ナル設備ヲ爲スノ義務アリ」とされた。しかし、同判決はさらに、「其性質柔順ニシテ人ニ損害ヲ加フル虞ナキモノニ至テハ必スシモ常ニ損害發生豫防ノ設備ヲ爲スノ要アルコトナク從テ飼主カ之ヲ放置シタルー事ヲ以テ保管上注意缺如ノ過失アルモノト謂フコトヲ得ス」とし「Yの飼犬は其性質柔順にして人に損害を加ふる虞なきものに係り、且Xが其犬の為に咬傷をうけたるは全くX自身の過失に原因したるものなれば、其損害はX自ら之を負担すべきは当然の事にして其責をYに嫁することは得ざるや明なり」とした。この事案は、被害者の過失が招いた被害であったということから、飼主の責任を否定した 73 。ここでは、少なくとも動物自体が全て危険であるというような視点は、採用されていないといえる 74 。

また、占有者の免責が認められた事例として、東京地裁昭和32年1月30日判決・下民集8巻1号165頁がある。本件では、被害者が深夜午前2時頃自転車で移動中、身長約90cm、肩高約40cmのテリヤ系雑種牡犬で特に狂暴の性質とは認められない犬が、自転車上の被害者の脚部にその左後方から吠えながら跳びかかった。このため、被害者は自転車と共に転倒して、たまたま石杭に、頭部、顔面を打ち付け、頭蓋底骨折のため死亡した。この事例では占有者の責任が否定され

⁷³ しかし、性質従順な動物で加害前歴がなくとも、放置されている場合、不測の事態により加害事件を起こす可能性は十分に予測できる。したがって、従順であるという動物の性質をもって、飼主が当然に「相当な注意」をしたということにはならないと考える。

⁷⁴ 注意義務の程度は、大きな損害を生じる可能性のある動物については厳しく判断される。例えば、 馬の事例で、樹木につないだ馬が毒虫に刺されて暴れ出し、手綱を切って狂奔した事例(大判大4・ 5・1 民録 21 輯 630 頁)や、荷馬車を牽引中の馬が、公道上で自動車の警笛に驚いて暴れた(大判大 10・12・15 民録 27 輯 2169 頁)では、動物占有者の免責が否定されている。大きな損害を生じる可 能性のある動物については、その本能を考慮し、異常な事態を予測して、係留、牽引などを注意深く 行うという十分な注意義務が必要なのである。

ているが、その理由は「これを日常の経験上普通に発生する結果とは認めがたく、右の負傷はたまたま生じた結果である」というもので、相当因果関係が否定されたことになる 75 。同判決では、「相当の注意」とは、「異常な事態に対処しうべき程度の注意義務まで課したものでない」とされている。この点について、具体的には、当該動物の種類・性質から通常要求される注意義務 76 とされている 77 。

しかし、社会の一般的な見地から妥当と思われていたとしても、個別の動物に適した具体的な 管理方法が求められることが考えられる。

次に、占有者の免責が否定された事例を検討する。

まず、名古屋高裁昭和 32 年 5 月 10 日判決・下民集 8 巻 5 号 896 頁では、小売業を営む店主の不在時に店舗に入った幼児(3 歳 9 ヶ月)が、店舗兼住宅の店舗奥に位置する住宅との境目部分に鎖で繋留されていた犬に咬まれた事案において、保管についての注意義務を欠いた過失があり、「動物の性質等に従い相当の注意をして本件犬の保管をしていたということはできない」とした。当該犬が本件発生以前に 2 度の咬傷事件を起こしており、他人に危害を加える危険性があった。そこで「他人に危害を加える危険性のある犬を飼育する者は、他人が接近する虞のない構内、屋内等の適当な場所にこれを繋留する等の方法により、それが他人に危害を加えることのないよう万全の措置を講じて犬の保管をなすべき注意義務を負担する」としたのである。また、この判決の原審判決である岐阜地裁大垣支部昭和 30 年 6 月 9 日判決・下民集 6 巻 6 号 1085 頁では、「動物の種類性質に応じた相当の注意とは抽象的に定むるべきでなく、具体的にこれを定むるべきである、従つて同一方法でも甲の場合には相当の注意を払つたことになつても乙の場合には不相当と認める場合があり得る」と判示し、一般的に認められるような飼育方法であっても「相当の注意」を満たさない場合があり、飼育場所などを含めた各動物の個別に適した具体的な管理方法が求められるとされた。

こうした管理方法について、名古屋高裁昭和37年1月30日判決・判時312号25頁では、子供たちの遊び場(空地)近くに危害を加える恐れのある犬を飼う場合、「万一、子供等が犬に近づきからかうことがあったとしても、これに咬みつき危害を被らせないよう」なんらかの手段方法を講じる義務があるとしている。また、大阪地裁堺支部昭和41年11月21日判決・判時477号30

⁷⁵ 平野裕之『債権各論II - 事務管理·不当利得·不法行為』(日本評論社, 2019) 317-318 頁。

⁷⁶ 前田·前掲注(72)174頁。

⁷⁷ 本件では相当因果関係が否定されているが、吠えながら跳びかかられなければ、被害者が転倒することは考えにくく、犬と死亡事故には因果関係は存在すると考えられるため、この判決には疑問が残る。このほかに占有者の免責が認められた事例として、乳牛に追いかけられ逃走し、乳牛が追いかけてこないことに気づきながら、さらに高さ3.2mの石垣に登ってその上の幅80cmの狭い所を3~4mも走って落ちて負傷した事例で、原告が「か、る不必要ともいうべき行動をとった合理的理由を見出し難い」として、損害賠償請求が退けられている(東京高判昭和50・10・2 判時819号48頁)。

頁では、電気工事人が訪問先で被害にあった事案で、飼主は、自宅の電気工事を依頼する際、咬みつく癖のある犬を鉄鎖で繋留しているだけでは足らず、口輪をはめるか、工事人に危険な犬であることを告げるなどの処置する義務があるとされた⁷⁸。

以上のことから、どのような方法によれば相当の注意を満たすのかという基準を明確に示すことはできないため、現実的には事例ごとに個別具体的に判断されることになる。しかし、多くの場合において、咬み癖があると認められる犬の管理は、より適切さが求められ(札幌地裁昭和43年3月19日判決・判タ247号289頁等)、繁留の有無など(東京高裁昭和56年2月17日判決・判タ438号103頁等)判断に大きく影響を与える要件が認められるとともに、「相当の注意」とは成すべき飼育方法だけでなく、対外的な配慮も必要となる79。

動物を飼育する際に求められる「相当の注意」の判断を高度化した事例として、大阪高裁昭和 46年11月16日判決・判時658号39頁がある。本件は、数軒の家が立ち並ぶ住宅街の袋小路で 親が立ち話をして目を離していたすきに幼児(2歳9ヶ月)が犬に咬傷された事案で、原審の大阪 地裁昭和 45 年 5 月 13 日判決・判タ 253 号 289 頁では、占有者に対して通常考え得る飼育方法を 成し、「相当の注意」をもってした管理が認められた。しかし、本判決では、原審との事実認定に 大きな差異がないにもかかわらず80正反対の結論が出された。その理由を抜粋すると、平素から 同様の飼育方法をしており何事もなかった占有者にとって、何ら過失はないものと信じることは 推察できるが、被害者の年齢から犬に悪戯をしたとも考えられず、事故が発生した以上、「現実に 生じた損害をいずれに負担せしめるのが公平であるかという不法行為法の基本理念に基づいて観 察すると」、当裁判所は占有者の「民事責任を全く否定し去ることはできないのである」とした。 そして、「相当の注意」とは、「通常払うべき程度の注意義務を意味し、異常な事態に対処し得べ き程度の注意義務を指すものではないけれども |、普段大人しい犬でも「何らかの拍子に | 咬みつ く場合も珍しいことではないので、「そのような事故を起こさないような万全の手段をとること が、犬の占有者に要請される相当の注意義務 | であり、被害者に落度があることから不可抗力に よる事故であるとみることはできないとした。そして、「このように解するときは動物の占有者の 側から見れば責任が若干広くなるかの観もあろうが、立場を変えて……幼児がこのような事故に あった場合を考えれば理解できる筈であって、いやしくも社会共同生活の中で動物を飼う以上、そ のようなきびしい責任において占有保管すべきものと考えるのが社会通念に合する所以であると 言わねばならない」としている。これは、一種の危険責任である動物占有者の責任を厳格にすべき であるとの思想が本判決の根底にある81ともいえ、動物自体の危険性を重視した結論といえる82。

⁷⁸ ただし、被害者の工事人にも過失があるとされた。

⁷⁹ 川村隆子「動物占有者の責任に対する再確認(完)」『名古屋学院大学論集 社会科学篇 第48巻 第3号』名古屋学院大学(2012) 37頁。

⁸⁰ 判時658号39頁解説部分参照。

動物占有者に課された重い責任は、直接的な咬傷事件だけでなく、非接触で生じた事件にも当てはまる。たとえば、唸り声をあげて飛び掛かるような姿勢で至近距離に接近してきた犬から逃げようとして転倒した事案(東京地裁昭和41年9月22日判決・判タ198号173頁)や、近づいてきた犬が突然前足を挙げたので、咬みつかれると誤解して後ずさりし転倒した事案(松江地裁浜田支部昭和48年9月28日判決・判時721号88頁)などがあり、それぞれの事例の具体的な事実関係に即して、占有者が責任を負う結果となっている83。

そして、占有者に飼犬の完全な制御を求めたと考えられる事案として、横浜地裁平成13年1月 23 日判決・判時 1739 号 83 頁がある。本件は、左股関節に障害がある 70 歳の老婦人が、散歩中 に右手に杖をついて左手でガードレールのミラーボールをつかんでいたが、散歩中の犬が近くで ワンと吠えたことに驚愕し、ミラーボールから手を離して仰向けの状態で倒れて負傷した事例で ある。これについて判旨は犬が鎖でつながれていたとしても、「犬の飼い主には、犬がみだりに吠 えないように犬を調教すべき注意義務があるというべきである。特に犬を散歩に連れ出す場合に は、飼い主は、公道を歩行し、あるいは、佇立している人に対し、犬がみだりに吠えることがな いように、飼い犬を調教すべき義務を負っている | として占有者の過失責任を認めた 84。本件の 犬が被害者に向かって吠えたことは「一種の有形力の行使」であり「動物を飼っている者は、そ の飼育から生ずる一切の責任を負担すべきであり、また、犬を調教することによって、これを達 成することも可能であるから、酷であるとも言い難い」としている。ここで民法718条には免責 事項があるため、「一切の責任を負担すべき」という判断は条文に反しているともいえる。しか し、動物自体の危険性を重視する立場から、調教可能な範囲において一切の責任を負担すべきと いう解釈は、必ずしも条文に反していることにはならないと考えられる。このように、本件では 完璧な調教を可能と認める判断をしている。このような判断に至る背景に、「飼い主らに対し重い 危険責任を負わせている」⁸⁵、もしくは負わせなければならないという意識があると考えられる⁸⁶。

以上、本章では、動物占有者の責任の免責事由となる「相当な注意」を争点とする判例を挙げて検討してきた。ここでは、時を経て、原則である過失責任よりも立証責任の転換により責任を重くした中間責任が機能しているのではなく、危険責任を背景とした判断がなされ、「相当の注意」が高度化し、動物占有者の責任がかなり重くなっている状況が明らかとなった。

⁸¹ 判時 658 号 39-40 頁解説。

⁸² 判決は、「幼児」の事故であることに対して理解を求めていると考えられる。成人でなく幼児という弱い立場の守るべき存在と一般社会生活の中に当然存在する危険との均衡の保持を考えるべき事案である。

⁸³ 川村·前掲注(79)39頁。

⁸⁴ 平野·前掲注(75)317頁。

⁸⁵ 判時 1739 号 83 頁解説。

⁸⁶ 川村·前掲注(79)39-40頁。

おわりに

以下、本稿で明らかになったことを整理し、海外の動向を踏まえたうえで動物起因損害の防止 対策を考えたい。

動物の加害による飼主の責任を追及する手段としては、民法上は、709条⁸⁷、715条⁸⁸、717条⁸⁹、718条等がある。民法 718条は、現代社会で生活する上で生じる多くの危険の中で、起草当時想定していた馬や牛などの動物から生ずる危険の割合が小さくなっていることから、この条文の意義はあまり大きなものでないと評価されてきた⁹⁰。しかし、現在は、コミュニケーションの相手として飼犬などの動物と接触し、親密な関係を保ちながら生活することが日常的となった。このような生活様式の変化によって、動物による損害が発生しやすい状況が存在する⁹¹ため、現在において、本条の意義はより大きくなりつつあるといえる。

民法 718 条 1 項では、動物占有者が「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をした」ことを立証した場合には責任を免れることを規定している。しかし、この責任は民法の原則である過失責任ではなく、立証責任を加害者に求めるよう転換することで、被害者保護を優先しているといえる。これは、無過失責任ほど加重されていないということで、中間責任といわれているが、控訴した地判例において危険責任を背景とした判断がなされ、「相当の注意」が高度化し、動物占有者の責任がかなり重くなっている状況が明らかとなった。

このような判例の動向にもかかわらず、近時のペットの流行により、動物を十分に制御するための調教訓練を受けていないと思われる飼主が見受けられるようになった。判例の中には、事故

⁸⁷ 前掲注 (35)。

^{88 715}条:ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた 損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意 をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。2 使用者 に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被 用者に対する求償権の行使を妨げない。

^{89 717}条:土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

⁹⁰ 加藤一郎『不法行為「増補版」』(有斐閣, 1974) 201 頁。幾代通『不法行為』(筑摩書房, 1977) 166 頁。内田貴『民法Ⅱ(債権各論)』(東京大学出版会, 1997) 444 頁。

⁹¹ 先述の WHO の報告にもあるとおり、被害には幼児が多い。かつて、首輪を外して逃げだした隣家の土佐犬に襲われ、幼い兄弟が死傷した事件があった。被害者は筆者(当時6歳)の従兄7歳(死亡)、従弟4歳(負傷)。「隣の土佐犬に襲われ死傷」『毎日新聞』昭和48年11月4日朝刊14版23頁。

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第31号 2021年2月25日

を誘発するため、犬が人に向かって吠えることも制御するように占有者に求めているものもある。 咬傷事故の被害者は幼児が多いこともあり、我々は、動物占有者の責任は非常に重いと判断され る現状があることを認識する必要がある。

そこで、犬による咬傷事故をさらに減らすために、対策が必要であると考える。例えば、犬の 飼主の資格認定のための統一的専門知識の試験を課し、飼育許可証を発行するなど、犬の飼主に 法規範への理解が求める政策も検討すべきである。今後は、生活様式の変化の中で、ますます動 物と人との関係は親密になるものと予想されるため、わが国においてもペットの中から加害動物 を生まないような法的整備が必要であると考える。

上記のように、本稿では、ペットのファッション性にともない、動物の危険性に対する飼主の 十分な配慮の欠如が危惧されているため、飼犬の咬傷事件に焦点を当て、動物起因損害の現状分析と動物占有者の責任について考察した。

参考判例

昭和 40 年 9 月 24 日

大審院(棄却)大審院民事判決録19号507頁 大正2年6月9日 大審院(棄却)大審院民事判決録21号630頁 大正4年5月1日 大審院(棄却)大審院民事判決録27輯2169頁 大正 10 年 12 月 15 日 昭和3年2月4日 大審院(棄却)法律学説判例評論全集17巻民法724頁 昭和 25 年 11 月 20 日 福岡高裁(棄却)高等裁判所民事判例集3巻3号178頁 岐阜地裁大垣支部(一部認容)下級我判判例集6巻6号1085頁 昭和30年6月9日 昭和 31 年 11 月 27 日 宮崎地裁(一部認容)下級裁判所民事裁判例集7巻11号396頁 昭和32年1月30日 東京地裁 (棄却) 下級我判所民事判例集8巻1号165頁、ジュリスト129号82 頁 名古屋高裁(棄却)下級裁判所民事差我判例集8卷5号896頁 昭和 32 年 5 月 10 日 昭和 32 年 5 月 14 日 宮崎地裁延岡支部(一部認容)不法行為下級民集昭和32年度(下)1086頁 昭和33年5月20日 横浜地裁(一部認容)下級裁判所民事判例集9巻5号864頁。判例タイムズ80 号 85 頁 昭和 33 年 12 月 27 日 東京地裁(一部認容)下級判所民事判例集9巻12号2692頁 東京地裁(一部認容)下級判所民事判例集12巻2号203頁、判例タイムズ115 昭和36年2月1日 号91頁 昭和37年1月30日 名古屋高裁(一部認容・一部変更)判例時報312号25頁 昭和37年2月1日 最判第一小法廷(棄却)最高裁判所刊例集16卷2号143頁 昭和38年6月27日 最判第一小法廷(棄却)最高裁判所裁判集民事66号751頁 昭和39年8月31日 福岡地裁(変更)下級裁判所民事判例集15巻8号2019頁、判例時報386号49頁

最判第二小法廷(破棄差戻)最高裁判所民事判例集19卷6号1668頁

昭和 41 年 9 月 22 日 東京地裁(認容) 判例タイムズ 198号 173 頁 昭和 41 年 11 月 21 日 大阪地裁堺支部(一部認容) 判例時報 477 号 30 頁 昭和 41 年 12 月 20 日 東京地裁(一部認容) 判例時報 473 号 40 頁 昭和 42 年 1 月 19 日 東京地裁 (一部認容) 判例タイムズ 205 号 159 頁 昭和42年5月4日 大阪地裁(一部認容) 判例時報 503 号 53 頁 昭和 43 年 3 月 19 日 札幌地裁 (認容) 判例タイムズ 247号 289頁 昭和 43 年 3 月 29 日 豊島簡裁(一部認容) 判例時報 534 号 76 頁 昭和44年3月1日 東京地裁(棄却)判例時報560号73頁 昭和 45 年 5 月 13 日 大阪地裁(棄却) 判例タイムズ 253 号 289 頁 昭和 46 年 9 月 13 日 大阪地裁 (棄却) 判例時報 658 号 62 頁、判例タイムズ 272 号 340 頁 昭和 46 年 11 月 16 日 大阪高裁(一部認容・一部棄却) 判例時報658号39頁、判例タイムズ274号170 頁 昭和 47 年 7 月 15 日 東京地裁(一部認容) 判例タイムズ 282 号 200 頁、判例時報 680 号 30 頁 昭和 47 年 7 月 26 日 大阪地裁 (一部認容) 判例タイムズ 286 号 340 頁 昭和 48 年 9 月 28 日 松江地裁浜田支部(一部認容) 判例時報 721 号 88 頁 昭和 48 年 10 月 6 日 東京地裁(一部認容) 判例時報 735 号 76 頁 昭和 50 年 10 月 27 日 東京高裁(棄却)判例時報819号48頁 昭和51年7月15日 大阪地裁(一部認容) 判例時報835号85頁 昭和 52 年 2 月 26 日 札幌地裁(一部認容)判例時報838号81頁、判例タイムズ342号312頁 昭和52年4月18日 松江地裁益田支部(一部認容)交通事故民事裁判例集 10 卷 2 号 561 頁 昭和 52 年 11 月 30 日 東京地裁(棄却) 判例時報893号54頁 昭和53年1月24日 東京地裁(一部認容)判例タイムズ363号270頁 昭和53年3月27日 札幌地裁(一部認容)交通事故民事裁判例集11卷2号453頁 昭和53年9月28日 大阪地裁(一部認容) 判例タイムズ 371 号 115 頁、判例時報 925 号 87 頁 昭和54年12月21日 名古屋高裁(一部認容) 判例タイムズ 408 号 147 頁、判例時報 967 号 99 頁 昭和 55 年 5 月 15 日 長野地裁上田支部 (棄却) 交通事故民事裁判例集 14 卷 1 号 55 頁 昭和 55 年 7 月 15 日 大阪高裁(一部取消・一部控訴棄却) 判例時報 994 号 56 頁 昭和 55 年 12 月 18 日 東京地裁(一部認容)判例タイムズ 449号 196頁 昭和 56 年 2 月 17 日 東京地裁(変更) 判例タイムズ 438 号 103 頁 昭和 56 年 5 月 18 日 京都地裁(一部認容)判例タイムズ 465号 158 頁 昭和56年8月27日 東京高裁(一部認容) 判例時報 1015 号 63 頁、判例タイムズ 454 号 92 頁 昭和 56 年 8 月 28 日 福岡地裁(棄却)交通事故民事裁判例集15巻3号599頁 最判第一小法廷(棄却)最高載判所裁判集民集民事 134 号 183 頁 昭和 56 年 11 月 5 日 昭和 57 年 5 月 27 日 福岡高裁(変更) 判例タイムズ 473号 151 頁、交通事故民事判例集 15巻 3号 597 頁 昭和57年9月7日 最判第三小法廷(棄却)民集36巻8号1572頁

跡見学園女子大学マネジメント学部紀要 第31号 2021年2月25日

昭和 57 年 9 月 16 日 水戸地裁土浦支部 (一部認容) 訟務月報 29 巻 4 号 545 頁、判例タイムズ 489 号 97 頁

昭和58年3月25日 奈良地裁(一部認容)判例タイムズ494号174頁

昭和58年4月1日 最判第二小法廷(棄却)最高裁判所裁判集民事138号469頁

昭和58年12月21日 大阪地裁(一部認容)判例タイムズ521号173頁

昭和 61 年 2 月 18 日 横浜地裁 (棄却) 判例時報 1195 号 118 頁、判例タイムズ 585 号 93 頁

昭和 61 年 3 月 28 日 神戸地裁(一部認容)判例時報 1202 号 104 頁、判例タイムズ 616 号 110 頁

昭和61年10月31日 大阪地裁(一部認容)判例タイムズ634号182頁

平成4年1月24日 東京地裁(一部認容)判例タイムズ780号216頁、判例時報1421号93頁 平成5年6月15日 水戸地裁土浦支部(棄却)判例タイムズ820号80頁、判例時報1467号3頁 平成10年8月26日 大阪地裁(一部認容)判例時報1684号108頁、判例タイムズ1015号180頁 平成13年1月23日 横浜地裁(一部認容)判例タイムズ1118号215頁、判例時報1739号83頁

平成 13 年 10 月 11 日 東京地裁 (一部認容) 判例タイムズ 1139 号 180 頁

平成 14 年 9 月 11 日 名古屋地裁 (一部認容) 判例タイムズ 1150 号 225 頁

平成 18 年 3 月 15 日 名古屋地裁 (一部認容) 判例時報 1935 号 109 頁

平成 18 年 3 月 22 日 大阪地裁 (変更) 判例時報 1938 号 97 頁

平成 18 年 9 月 15 日 大阪地裁(一部認容)交通事故民事裁判例集 39 巻 5 号 1291 頁

平成 18 年 11 月 27 日 東京地裁 (一部認容) 判例時報 1977 号 106 頁、判例タイムズ 1238 号 243 頁

平成 21 年 2 月 12 日 大阪地裁 (変更) 判例時報 2054 号 104 頁

平成30年3月23日 大阪地裁(一部認容)判例時報2386号47頁、判例タイムズ1451号184頁

平成 30 年 6 月 29 日 福岡地裁 (一部認容) 最高裁判所 Web

参考文献等

小野健太郎「民法 718 条の立法過程と判例」『国際関係学部研究年報第 35 集』日本大学国際関係学部 (2014) 19-47 頁

桜井節夫「英国不法行為法における動物占有者の責任」『横浜市立大学論叢 19 巻 2 号』横浜市立大学研究 会編(1968)27-53 頁

菅沢大輔「動物に起因する損害に対する不法行為責任―アメリカ法を手がかりに―」『東北大学 47号』 東北大学大学院東北法学刊行会(2017)67-111頁

特定非営利活動法人アナイス「平成 29 年度ドイツにおける動物保護の取組みに係る調査業務」『平成 29 年度 訪独調査結果』環境省(2017)

向田正巳「過失責任における有責性原理―具体的過失など具体的事情とそれを前提とする心理的可責性

—」『一橋研究 23 巻 3 号』一橋研究編集委員会 (1998) 1-26 頁

諸橋邦彦「欧州におけるペット動物保護の取組みと保護法制」国立国会図書館レファレンス(2011)